

第二編

明るい選挙推進運動

1 第20回統一地方選挙 臨時啓発事業実績

項 目	内 容
1 標語	統一標語を各種媒体で使用し、投票を呼びかけ ・あるけん！行くけん！選挙権！
2 街頭P R	大分駅北口駅前広場、レゾナックドーム大分、パークプレイス大分及び各振興局単位に中心のショッピングセンター等において、「新有権者」等による街頭P Rを実施（27箇所）〔3月23日（木）～4月2日（日）〕 ・参加者 新有権者、県選管職員、県選管委員、県・市町村明るい選挙推進協議会関係者 ・啓発資材 街頭啓発用横断幕（0.88×3m）、啓発グッズ（ポケットティッシュ、携帯・メガネクリーナー各500）、啓発チラシ
3 横断幕等	投票日や標語を記載した横断幕や立看板等を設置又は掲示 ①横断幕 ○13箇所掲示 県庁舎本館（1.7×15m）(1)、 地方総合庁舎（振興局ほか）等（0.85×10m）(11) 歩道橋用(1) ②立看板 ○204枚設置（1.8×0.6m） 県庁舎本館(3)、県庁舎新館(1)、県庁舎別館(1)、各総合庁舎等(50)、 各市町村庁舎(126)、大分大学(4)、大分県立看護科学大学(2)、 日本文理大学(2)、別府大学(2)、立命館アジア太平洋大学(2)、 ショッピングセンター等（11） ③広告塔 ○2基設置（4.0×0.9×0.9m）大分県庁前広場、JR大分駅前北口広場 ④公用車 ボディパネル ○背面パネル（788枚作成） 県公用車の背面部分に1枚掲示 ○側面パネル（88枚作成） 県公用車の運転席と助手席のドア部分に各1枚掲示 ・振 興 局 24枚（2台×2枚×6箇所） ・地方事務所 6枚（1台×2枚×3箇所） ・県税事務所 14枚（1台×2枚×5箇所+大分県税4枚） ・保 健 所 18枚（1台×2枚×9箇所） ・土木事務所 26枚（1台×2枚×11箇所+大分土木4枚） ⑤ポスター ○県作成の選挙啓発用ポスター（A2 1,300枚） 県内大学、専修学校、企業、デパート、ショッピングセンター、県や市町村役場等の 公共施設等に掲示 ⑥チラシ ○県作成のチラシ（A4両面 29,800枚作成） 街頭P R、県内大学、専修学校、企業、デパート、ショッピングセンター等に配布、 振興局・各市町村窓口に設置 ○啓発チラシの各戸配布 3月30日に、大分合同・西日本・日経・読売・朝日・毎日の朝刊に299,090部折込み

項 目	内 容
4 マスメディア	各メディアを通じて、投票日や投票方法等の周知及び投票参加の呼びかけ
①新聞	○大分合同、西日本、朝日、毎日、読売 各4回
②テレビ・ラジオ	○スポットCM 放送期間：3月23日（木）～4月9日（日） ・テレビ15秒CM 84本（OBS、TOS、OAB） ・ラジオ20秒CM 40本（OBSラジオ、FM大分）
③雑誌	○啓発広告 月刊誌「月刊シティ情報おおいた」（2023年4月号）
5 インターネット	インターネットを活用し、投票等に関する情報の周知や啓発動画の配信等を実施 実施期間：3月23日（木）～4月9日（日）
①ホームページ	○県選管ホームページにより候補者や投票に関する情報の周知を行うとともに、啓発用特設サイトを開設
②SNS等	○Twitter、Instagram、Facebook 大分県選挙管理委員会のアカウントによる配信
③その他	○YouTube（TrueViewインストリーム広告、バンパー広告） Yahooディスプレイ広告 Googleディスプレイ広告 Instagram（ストーリーズ、フィード）
6 広報車	○振興局及び市町村の広報車による巡回 ・啓発用録音音源作成 マスターテープ3本（投票日前々日まで用、前日用、当日用） 配付用テープ45本及びSDカード141枚
7 広報誌	○市町村の広報誌によるお知らせ（各市町村に統一標語の掲載を依頼）
8 その他	
①企業等への協力依頼	○県内の企業、デパート、ショッピングセンター等にポスター掲示等選挙啓発への協力及び投票参加を依頼
②有線(無線)放送	○市町村等の有線(無線)放送を通じて、投票参加等を呼びかけ
③大学等でのPR(再掲)	○県内の専修学校等にポスター、大学にポスター及び立看板を掲示 ○県内の専修学校、大学等にチラシを配布

2 声明等

声 明

本年4月に第20回統一地方選挙が執行されます。

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、とりわけ地方選挙は、有権者にとって、より身近な地方政治に対し、その意思を表す最も重要な機会です。

言うまでもなく、民主政治の健全な発展には、県民一人ひとりが主権者としての自覚と高い政治意識を持ち、積極的に投票に参加し、その意思を政治に反映させることが極めて重要である一方で、政治参加の指標である投票率の長期低落傾向は、極めて憂慮すべき状況であります。

また、選挙は明るくきれいに行われることが不可欠であり、当然のことながら、政党、候補者及び選挙運動関係者の良識ある行動が望まれます。

しかしながら、選挙のたびごとに買収、供応、違反文書の頒布、不在者投票制度の悪用などの違反行為が絶えず、誠に遺憾に思います。

こうした状況のもと、私たちは来るべき統一地方選挙に有権者が積極的に投票し、かつ、選挙が明るくきれいに行われることを期して、次の事項に重点を置き、「選挙をきれいにする国民運動」を推進します。

- 1 投票率の低下が、民主主義にとって極めて憂慮すべきことは自明の理です。有権者に対し、地方自治の重要性について認識を深め、政党及び候補者の行動や考え方を見極め、主権者としての自覚をもって投票するよう呼びかけます。
- 2 政党、候補者及び選挙運動関係者に対し、明るくきれいな選挙を実現するために、選挙のルールを厳守し、一切の選挙犯罪を排除するよう強く訴えます。

令和5年2月22日

選挙をきれいにする国民運動大分県本部

本部長	大分県選挙管理委員会	委員長	一木俊廣
本部長	大分合同新聞社	代表取締役社長	長野景一
	大分県明るい選挙推進協議会	会長	山崎清男
	大分県全市町村選挙管理委員会連合会	会長	岡村邦彦
	大分地方検察庁	検事正	濱克彦
	大分県警察本部	部長	種田英明

きれいな統一地方選挙推進のための 協力依頼について

本年4月に第20回統一地方選挙が執行されます。

言うまでもなく、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、とりわけ地方選挙は、有権者にとって、より身近な地方政治に対し、その意思を表す最も重要な機会です。民主政治の健全な発展のためには、選挙が明るくきれいに行われることが不可欠であって、このことはすべての国民の念願であります。

私たちは、選挙のたびごとに、明るくきれいな選挙が行われるよう、「選挙をきれいにする国民運動」を積極的に推進してきました。

しかしながら、これまでの選挙では、買収、供応、違反文書の頒布、不在者投票制度の悪用など、違反行為が繰り返されており、必ずしもきれいな選挙が行われてきたとは言えず、誠に残念であります。

つきましては、この度の統一地方選挙に関わる皆様におかれまして、この「選挙をきれいにする国民運動」の意義を十分にご理解いただき、選挙関係法令を遵守し、一切の選挙犯罪を排除して、きれいな選挙を実現されますよう強く要望いたします。

令和5年2月22日

選挙をきれいにする国民運動大分県本部

本部長	大分県選挙管理委員会	委員長	一木俊廣
本部長	大分合同新聞社	代表取締役社長	長野景一
	大分県明るい選挙推進協議会	会長	山崎清男
	大分県全市町村選挙管理委員会連合会	会長	岡村邦彦
	大分地方検察庁	検事正	濱克彦
	大分県警察本部	部長	種田英明